

登記官押印証明とは

登記事項証明書や登記簿謄本，印鑑証明書など登記官が証明した書面に対して，その登記官の所属する（地方）法務局長が，在職中の登記官がその権限に基づいて作成したものであり，かつ押印が真正であることを証明するものです。

なお，登記官発行の証明書（登記事項証明書等）を海外で使用するとして，外務省の認証（公印確認，アポステューユ）を受ける際には，事前に（地方）法務局長による「登記官押印証明」を受ける必要がありましたが，平成28年4月1日以降に発行された登記官発行の証明書（登記事項証明書等）に対する「登記官押印証明」の添付は不要となりました。

申請方法

●窓口での申請

- ・「登記官押印証明申請書」と島根県内の法務局で取得された登記事項証明書等の原本を，松江地方法務局総務課に提出してください。
- ・証明手数料は不要です。
- ・押印証明の交付までの時間は，1通の申請の場合，30分程度です。

●郵送での申請

以下を松江地方法務局総務課宛て送付してください。

- ・登記官押印証明申請書
- ・島根県内の法務局で取得された登記事項証明書等の原本
- ・返信用封筒

（宛先を記入し，切手（書留郵便をお勧めします。）を貼付したもの）

なお，手数料は不要です。

押印証明をすることができないケース

- ◆ 島根県内以外の法務局で交付を受けた書類は，証明することができません。
- ◆ ホッチキスを外したり，加筆した書類は，原則，証明することができません。

◎「登記官押印証明申請書」は，以下の様式をご利用ください。

【お問い合わせ先・送付先】〒690-0001 松江市東朝日町192番地3

松江地方法務局総務課

電話（0852）32-4200

【登記官押印証明申請書】

次 長	課 長	補 佐	係 長	係 員

令和 年 月 日

松江地方法務局長 殿

申請人

住 所 _____

氏 名 _____

証 明 願

別添登記事項証明書等に対する認証の付与は、在職中の登記官がその権限に基づいて認証をなしたものであり、かつその押印は、真実のものであることを証明願います。

使用目的（提出先含む）

- 添付書類
1. 商業登記簿謄本・抄本，登記事項証明書
 2. 資格証明書
 3. 印鑑証明書

商 号 _____

本 店 _____

令和 年 月 日 受領印